

都市・地域総合交通戦略等に基づき、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、公共的空間や公共交通などからなる都市交通システムの整備をパッケージ施策として総合的に支援する事業

- 補助対象者※<sup>1</sup>：地方公共団体、法定協議会※<sup>2</sup>、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人 等
  - ※<sup>1</sup> 交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等（独立行政法人都市再生機構や特定非営利活動法人等を含む）も事業実施可能
  - ※<sup>2</sup> 整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象
- 補助率：1/3、1/2（立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、地区交通戦略に位置づけられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業、脱炭素先行地域において実施する事業、バリアフリー基本構想の重点整備地区で行われるバリアフリー交通施設の整備）



路面電車・バス・鉄道等の公共交通の施設※<sup>3</sup>



自由通路



ペDESTリアンデッキ



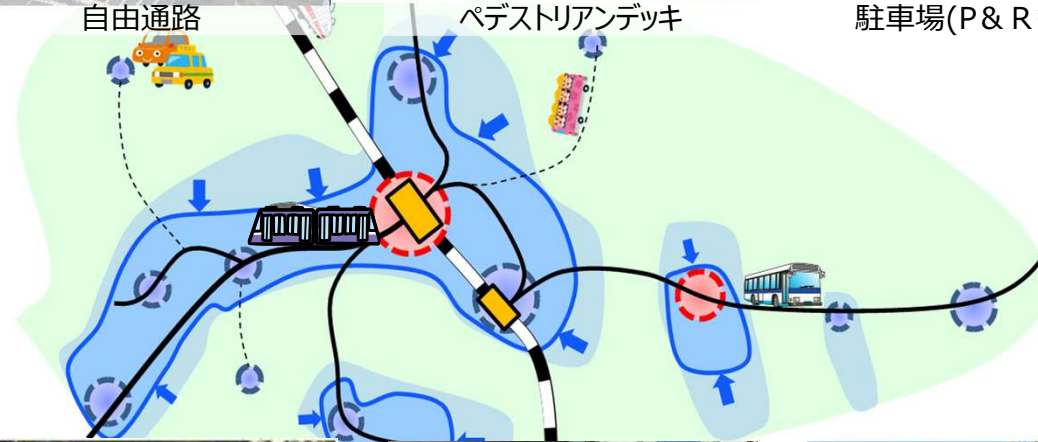
駐車場（P & R 等）



二輪車等駐車場



交通結節点整備



荷捌き駐車場



モビリティハブ整備



シェアモビリティ設備



バリアフリー交通施設



社会実験（自動運転）



交通まちづくり活動の推進

※<sup>3</sup> インフラ整備と一体となった車両について、効果促進事業において支援可能